

日本共産党議員団を代表して議案第 1 号、第 4 号、第 7 号、第 8 号、第 12 号、第 21 号、第 26 号、第 27 号、第 28 号、及び第 29 号に対し、反対の立場から討論を行います。

本市議会は、3 月 5 日の本会議において、アメリカ・イスラエルによるイラン攻撃に抗議し、即時中止を求める決議を全員賛成で採択しました。4 年前にはロシアのウクライナ侵攻に対しても同様な決議を採択しました。どの国に対しても、国際法違反の軍事攻撃は許されないと議会の意思を表明することは、憲法を守り人間を尊重する平和宣言都市の議会として当然のことです。摂津市議会の決議採択に、各方面から賛同と歓迎の声が寄せられているとのこと。

市長におかれましては、ロシアのウクライナ侵攻に対して市長、議長連名で抗議書を送付したように、今アメリカ・イスラエルに対する抗議とともに、イランを非難してもアメリカには一言も非難できないばかりか、トランプ大統領におもねる姿勢をとり続ける日本政府に対して、毅然と攻撃中止を求めるよう要請するべきです。

それでは予算案について反対の趣旨を述べます。

まず、はじめに物価高騰から市民のくらしを支える予算になっているかです。実質賃金が減り続ける中、高市政権の大軍拡、財界・大企業優先の政策はさらなる物価高騰をうみだしかねません。また、イラン情勢の長期化が日本経済、国民生活への大打撃となるリスクも高まっています。

市民の福祉増進、市長が掲げるウェルビーイングの実現は地方自治体の役割です。セッピー割引券発行など重点支援地方創生交付金を活用した施策や学校給食の無償化、中学校全員給食が予算化されたことは評価しますが、それだけでは二重三重にひろがる暮らしの危機への対応としては不十分だといわざるを得ません。

国に消費税減税や医療・介護の負担軽減を求めるとともに、国民健康保険料や水道料金の値上げをやめ市民の負担を軽減するべきです。

いま、富の一極集中が日本経済の大きな歪みとなっています。儲けている大企業・富裕層に応分の負担を求める「タックス・ザ・リッチ」の訴えに注目が集まっています。大企業の税負担を減らしたり、優遇したりするのではなく、適正に課税し地域経済や街づくりを担う中小零細事業者への具体的な支援に力を注ぐべきです。

次に、住民自治と協働のまちづくりについて 2 点述べます。

第 1 に、公共施設等総合管理計画（FM 推進事業）についてです。

新年度は第 2 期 FM 計画として、公共施設ごとの廃止、統合、複合化など具体的計画を立てていくとしています。公共施設は市民の財産です。とりわけ、市立集会所やコミュニティセンターは、地域コミュニティの拠点であり、住民自治の発展や希薄化する地域力の再生など協働のまちづくりの推進にも資するものです。人口減少に伴う床面積削減という

短絡的な発想を排し、市民参加と情報公開による市民のための公共施設整備、運用をはかる検討を求めます。コミュニティセンターについては、利用しやすい料金にすることも強く求めておきます。

第2に、市民参加についてです。

鳥飼まちづくりランドデザイン、鳥飼東小学校跡地活用、公共交通、公園整備、FM 計画など、計画策定、アンケート、分析など意思形成のあらゆる場面で市民参画機会を保障するべきです。またアンケート、ワークショップなど市民参画手法とその担い手を充実していくように求めます。

パブリックコメントを計画策定の通過儀礼的な手続きにせず、わかりやすい配架、内容にするなど、市民が意見を出しやすいように工夫するべきです。

次に、子育て・教育の充実について6点述べます。

第1に、中学校における全員給食についてです。

予定していた給食センターの建設が、3年延期から無期限延期へと方針が変わりました。2026年度3学期からは民間調理の食缶方式での全員喫食が始まります。これはあくまでもセンターが完成するまでの繋ぎだと言いますが、この先何年かかるのでしょうか？給食は食育、教育の一環です。

自校・親子方式を再検討し、摂津市が行ってきた小学校給食での「温かくて美味しい、安心安全な給食」を、民間ではなく公の責任で中学校でも早急に実施するべきです。

第2に、教職員の確保についてです。

子どもたちが安心して学校生活を送るためにも、教職員を確保し、子どもたちと向き合う時間をしっかり保障する必要があります。ここ数年、産休・育休等の代替講師が補充されない状態で、今年度は12人の欠員のままスタートし、年間通して穴が埋まらないという異常な状態でした。府に対し教職員の増員を要望することはもちろん、摂津市独自の教職員確保の方法も考え、1年を通して教職員の不足ゼロを目指すこと強く要望します。

第3に鳥飼地域の学校統合についてです。

この3月末、いよいよ鳥飼東小学校が廃校となり、鳥飼小学校に統合されます。学校現場や保護者、地域住民の努力でスクールバスの運行など通学路の安全対策や子どもたちの負担を軽減するための取り組みが行われています。統合後の新しい学校運営と子どもたちの学校生活を支えるために会計年度任用職員の配置を行うとのことですが、スクールカウンセラーなどの相談体制など教職員体制の強化が必要です

また、身近な小学校がなくなることについて、保護者や地域住民、当事者である子どもたちの疑問や不安の声に真摯に向き合えたのか、要望の声がはたして生かされたのか、統合後の新しい学校づくりのためにも改めて検証を求めます。

今後、鳥飼地域における中学校統合を検討することとなっていますが、経営効率から小規模校の解消をはかるような議論ではなく、子どもたちの学びと生活の場であり地域コミュニティの維持、再生の観点から当事者に関われた検討を求めておきます。

第4に、待機児童解消と一時保育施設の整備についてです

保育の待機児童解消は大きな課題です。民間による保育所増設が行われてきましたが、北摂一待機児童が多い状況は解消されていません。また一時保育施設の整備に関しては請願も出され、議会で全員賛成で可決されています。一時保育専用施設を作るなど、切実な要求に応えるべきです。保育士確保も含め、民間任せではなく公的責任で保育の受け入れ体制の早期整備を行うよう強く求めます。

第5に、議案第26号についてです。

保育士は本来国家資格ですが、保育士不足を理由に資格取得のハードルを下げ、担い手を増やそうと地域限定保育士制度が作られました。合格すれば、国家資格がなくても、特定の地域でのみ保育士として働くことができるという制度でしたが、今回の改正は、それをさらに広げて、3年仕事をすれば、全国どこでも保育士として働くことができるようになります。しかし、資格の緩和では、保育士不足の本質的な解消はできません。必要なことは、専門職としての誇りを持ち、働き続けられる環境を作ることです。国に対し、保育士の処遇を抜本的に改善し、専門性の向上、配置基準を見直し労働環境の整備に取り組むことを、市として要望するよう求めておきます。

第6に、就学支援制度についてです。

市の就学援助制度の利用状況は、近年減少傾向にあります。市が行なった「こどもの生活に関する実態調査」によると、所得額が平均の6割に満たない世帯の中で、この制度を利用していない割合が33.3%もあります。必要なところに支援が行き届いていない状況です。制度の周知の方法をさらに工夫し、教職員はもちろん、子どもたちに関わる学童保育の指導員やスクールソーシャルワーカーなどと連携を密に取り、支援を必要とする世帯に情報が届くように努めることを強く要望します。

次に、高齢者の尊厳、くらしを守る施策の充実について4点述べます。

第1に、加齢性難聴者の補聴器購入補助制度の創設についてです。

市民からの請願に、摂津市議会が全会一致で可決した加齢性難聴者の補聴器購入助成制度の創設が新年度予算に盛り込まれていません。市は、難聴が認知症などのリスクを高めることは認め、早期発見の支援をしますが、それだけでは高額な補聴器を購入できない実態の改善にはなりません。早急に助成制度をスタートさせることを強く要望します。

第2に、介護保険についてです。

介護の重症化を防ぐためには、必要な人に必要なサービスの提供が重要です。現行相当の介護サービスを維持し、人材確保、事業所への支援を求めます。北摂で2番目に高い保険料の引き下げと減免制度の拡充を求めます。介護給付費は高齢者の増加に伴って、増えていくことは当然です。サービスの削減や保険料の値上げではなく、国に対し公費増額を求めるとともに、市としても介護保険特別会計に一般財源の繰入を行うよう求めます。

第3に、低所得世帯への支援についてです。

物価高騰は先行きの見えない状況で、低所得世帯への支援が切実に求められます。摂津市独自の物価高騰支援策を行うこと、まずは命に関わる夏の猛暑に備え、エアコンの設置、修理、電気代の補助制度を創設することを強く求めます。

第4に、国民健康保険府内統一化についてです。

府内統一化を目指して保険料値上げが続けられ、全国一高額になった大阪の国保料ですが、新年度もまた値上げです。子ども子育て支援金制度の創設などが値上げの理由とされています。日本共産党は、子育て支援の財源を子ども分として健康保険料に上乗せするこの制度そのものに反対していますが、府がこの間積み上げてきた国保基金の一部を取り崩せば、上乗せ分があっても値上げの必要はありません。新年度は大阪府国保運営方針の中間見直しの年です。運用を改善し、連続値上げをやめさせるべきです。そもそも法律では保険料の決定権は市町村にあります。市民に値上げを強要するのではなく、市の基金を活用して値下げをこそすべきです。

次に、中小企業支援について述べます。

8割から9割が大企業への奨励金だった企業立地等促進条例が期限を迎えます。市は、中小企業に使いやすく内容を変えて延長すると言いますが、計画では中小企業の活用はわずか50社から60社、しかも設備投資のできる体力のある企業のみです。2億円を超える奨励金は大企業への優遇措置だと言わざるを得ません。月5万円、年間60万円の家賃補助を行えば、6,000万円で100社、2億円あれば300社以上の中小零細事業者が救えます。産業のまち、中小企業のまちと言うならば、倒産・廃業を迫られる中小零細事業者こそ、支援を行うべきです。家賃、機械リース料、光熱費等の固定経費への支援、また経済波及効果の高い住宅・店舗リフォーム助成制度の創設を強く要望します。

次に、住み続けられるまちづくりについて3点述べます。

第1に防災についてです。

地域防災計画が改定されました。一部の地域では地域版防災マップづくりや避難所運営マニュアルづくりが住民参加で行われています。広域避難の啓発や自主防災訓練も広がっています。住民参加の取り組みの経験や成果を全市的に早期に広げるとともに専門的な見地から地域への情報提供やアドバイスを行う体制強化を求めます。

第2に公共交通についてです。

今年度、鳥飼と別府地域でそれぞれ2回ずつ「バスをいっしょに考える会」が開催されました。今後、事業者を交えた分科会で具体的にセッピー号や市内循環バスの運行形態の見直し検討が行われます。多く寄せられた市民の要望や意見を最大限いかす検討と市民への情報提供や市民意見の聴取など市民参画機会をしっかりと保障すべきです。

行政、事業者、市民のコンセンサスをはかりつつ、バス待ち環境の改善を積極的にすすめられる制度の創設を求めます。

第3に、道路・公園の除草・剪定についてです。

昨今の猛暑により道路、河川、公園の雑草等の繁茂が深刻です。新年度予算における除草・剪定など維持管理費は増加しているものの、その内容は資材や人件費高騰に対応するもので、除草などの回数を増やすものになっていません。道路や公園管理者責任を果たすためには頻度を高める予算にするべきです。

次に、PFOA 汚染問題について述べます。

3月8日、味生公民館で「大阪 PFAS 汚染と健康を考える会」の血液検査の結果報告が行われました。一津屋などダイキン工業に近い人ほど、高齢者ほど PFOA の血液濃度が高い、また、特に高い値の人は地元産の野菜を食べているという結果が出ました。市は、代表質問で「通常の一般的な食生活なら心配ない」と農水省の調査を紹介しましたが、その調査の食品サンプルは全国の一般小売店や通信販売で買ったものであり、一津屋の方々をはじめ摂津市で農作物を作っておられる市民の不安に応えるものではありません。風評被害は実態調査とその公表によってしか防止できません。市が独自で農作物の調査を行うことを求めておきます。公害調停がスタートしました。申請人は約 1,000 人です。ダイキン工業の情報公開、市民に向き合う姿勢が問われています。市は、ただ要望を伝えるだけではなく、不安を持つ市民の立場に立って公害問題の解決を目指した取り組みを行うよう求めます。

次に、憲法を守り、人間を尊重する平和都市としての取り組みについて 3 点述べます。

第 1 にジェンダー平等、多様性についてです。

第 4 期男女共同参画計画の中間見直しが行われます。意識調査の実施、回収、分析、計画策定と大変タイトなスケジュールですが、丁寧な取り組みが必要です。この間、ジェンダー平等について、世論や運動、また男女共同参画に向けた摂津市の地道な取り組みによって大きな前進が見られます。しかし、一方で、家父長的な家族観、排外主義のつよまりや性的多様性を否定する動きなどバックラッシュ（逆流）も強まっています。誰もが性別にかかわらず個人の尊厳を大切にされ、自分らしく生きられる、すべての人にとって希望に満ちたジェンダー平等の社会をめざした積極的な取り組みを求めます。

行政サービスの案内など多言語対応の推進、レインボーフラッグの掲示やパートナーシップ制度の創設の具体化へ検討を加速するよう求めておきます。

第 2 に、議案第 21 号行政手続き条例改正案についてです。

不利益処分をおこなう市民への公示送達について、従来の掲示板への掲示に加えインターネットなどでも可能にする改正です。公示送達は、本人に通達したものとみなすための制度であり、一般公開することが目的ではありません。インターネット公開によって、氏名や公示送達の対象者であるなどの情報が安易に拡散される側面があります。

昨年第 2 回定例会で可決された市税条例改正も、公示送達をインターネットで可能にするものでした。その際は賛成しましたが、督促状や催告状、場合によっては差押えの滞納処分の通知書等の個人の不利益処分内容がデジタルタトゥーとして半永久的に保持され拡散される危険性を指摘し、慎重な運用と検討を求めています。今回、行政手続き全般に広げるものですが、未だ個人情報保護の観点からの庁内統一ルールは示されていません。公示送達の目的達成以上にプラバシー侵害のリスクが高く、反対するものです。

最後に、自衛隊への名簿提供についてです。

市は、若者の個人情報をも本人の承諾なく自衛隊に名簿として提供しています。住民基本

台帳法では閲覧しか認められていません。安倍元総理が「問題はない」と閣議決定したことによって名簿提供は全国の自治体に広がりましたが、奈良市では、高校生が市を相手取って、違法性を問う裁判をおこなっています。また埼玉県は、今年度に続き、新たに提供をやめる自治体があり、新年度から全市町村が名簿提供を行わない県となります。アメリカの戦争で自衛隊がホルムズ海峡へ派兵される懸念が広がる現在、若者を戦場に送り出すことにつながる可能性のある、名簿提供はやめるべきだと強く求めます。

以上、日本共産党を代表しての反対討論とします。